

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第三十二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロを次のように改める。

- ロ その養育する子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（次条第二号において「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第二条第二号中「子の一歳到達日（」を「子が一歳に達する日（以下この号及び同条において「一歳到達日」という。）（」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第二条の二第二号」を「第二条の三第二号」に改め、同条第一号中「（平成三年法律第百十号）」を削り、同条第二号中「当該子が一歳六か月に達する日」を「当該子の一歳六か月到達日」に改め、同号ロ(2)中「親である配偶者」を「親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて里親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（条例第三条第六号の人事委員会規則で定める事情）

第四条の二 条例第三条第六号の人事委員会規則で定める事情は、育児休業の承認が、条例第五条第一号に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこととする。

- 一 民法第八十七条の二第一項の規定に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

- 二 養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解

除された場合

第五条（見出しを含む。）中「第三条第六号」を「第三条第七号」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（条例第八条第七号の人事委員会規則で定める事情）

第八条の二 条例第八条第七号の人事委員会規則で定める事情は、育児短時間勤務の承認が、条例第十一条第一号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第四条の二各号に掲げる場合に該当することとなったこととする。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十九年一月一日から施行する。